

2003年九州水害の社会学的研究(2)

—被害と対応の地域間比較—

室 井 研 二

2003年7月19日～20日にかけて九州一帯を記録的な集中豪雨が襲い、福岡県太宰府市、飯塚市、熊本県水俣市等で甚大な被害が発生した。以前、筆者はこの災害について太宰府市を対象に調査する機会を得た。その一応の成果は室井(2005)でまとめたが、その後、調査対象地に飯塚市を加え、現在は両地域の比較を念頭に置きつつ調査を継続している。本稿では両地域がこの災害でどのような被害を受け、どのように対応し、現在どのような復興状況にあるのかを概観する。調査データの整理と記述を主眼とした作業論文であるが、最終節では両地域における地域防災の課題について社会学的な観点から論及してみることにしたい¹⁾。

1. 地域特性

災害の発生機構、被害の立ち現れ方、災害に対する社会的対応、災害後に被災地が直面する復興・防災に関する課題、これらはいずれも当該地域がどのような特徴をもった地域なのかによって多様でありうる。その意味で、災害の研究は被災地の地域性に関する理解を必須の要件とする。そこで最初に、太宰府市と飯塚市、および両市における被災地区がどのような地域で

あるのかについて瞥見しておきたい。

高度成長期以降の、両市の人口動態を示したのが図1である。両市の人口は対照的な推移をたどっていることがわかる。

高度成長期以前の太宰府は、太宰府天満宮を中心とした門前町と、その周辺の農村集落から構成されていた。天満宮は全国的に有名な観光の名所であるが、定住人口の流出・流入は少なく、その意味で土着的な地域であったといえ

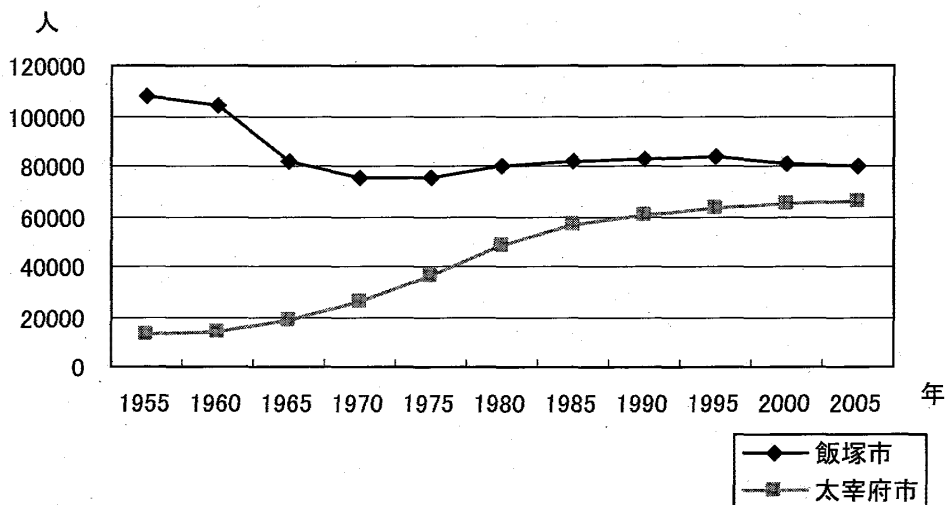


図1 人口動態

る。人口規模も小さく、戦後人口は微増傾向にあったものの、1955年時点の人口は約1万3000人にすぎない。ところが1965年頃(昭和40年代)から福岡市の衛星町として宅地開発が進み、人口が急増する。1980年に人口は5万人を超え、1982年に市に昇格した。特徴づけるなら、伝統的な観光都市と福岡市のベッドタウンの性格をあわせもった「観光・住宅都市」ともいべき地域であり、そのような形で高度成長期以降、都市規模を急速に膨張させてきた地域である。

他方、飯塚は近世には長崎街道の宿場町として、明治以降は炭鉱の開発で栄えた地域である。戦後も傾斜生産政策や朝鮮戦争による石炭特需で人口は増加し、1955年の人口は10万7000人を超えている。市制施行も1932年(昭和7年)と大宰府よりもはるかに早く、以来、筑豊地方の中心都市として君臨してきた。しかしその後のエネルギー転換で人口は急減、地域経済も衰退し、産炭地域振興臨時措置法のいわゆる「6条地域」の指定を受けるにいたった。市の財政は、旧産炭地特有の国庫依存性が顕著である。伝統ある中心商店街も炭鉱閉鎖と連動して衰退する傾向にあり、近年では大店法廃止にともなう郊外大型店の進出に押されて状況はさらに深刻化しつつある。特徴づけるなら、飯塚は「旧炭鉱・商業都市」ともいべき地域であり、大宰府とは対照的に、高度成長期以降、人口や地域経済の面で縮小を余儀なくされてきた地域である。1955年には大宰府との間に約10倍の格差があった人口も、現在でほとんど拮抗するにいたっている。

住民の職業構成についてみるなら、大宰府市は福岡市への通勤者が多い地域、飯塚市は自営商工業者の比率が高い地域である。このこと

は、住民の日常生活における移動パターンにも反映されている(表1)。見るように、飯塚市では「常住する従業・通学者総数」のうち68.1%が自市内を勤務・通学先としているのに対し、大宰府市では34.7%にすぎない。飯塚市が職住一致型の地域であるのに対し、大宰府市は職住が分離した住民が多く住む地域であることがわかる。生活様式のそのような相違に対応して、住民の地域帰属意識にも大きな相違があることが推測される。

被災地区の説明に移ろう。2003年の水害で、太宰府市で被害が集中したのは三条区と国分区である。ここでは国分区についてみておきたい²⁾。国分区は以前は純農村集落であったが、昭和40年頃、大宰府内で最も早く開発が始まり、現在では市内で最大の行政区へと成長を遂げた地域である。「観光・住宅都市」大宰府の、「住宅都市」の側面を代表する地区であるといえる。つまり、大宰府で被害が集中したのは、高度成長期以降に開発が進んだ比較的新しい住宅地域である。

他方、飯塚で被害が集中したのは中心市街地の商店街である。中心市街地には、本町、東町、吉原町、永楽町、昭和通、新飯塚、御幸町という7つの商店街が集積しており、そのうち新飯塚をのぞく6商店街のエリアがほぼ全域的に浸水し、多大な経済被害が発生した。被災地であるこの中心市街地(飯塚地区)は、いうまでもなく「旧炭鉱・商業都市」飯塚市の「商業都市」の側面を代表する地区である³⁾。

国分区と飯塚地区の人口動態を示したのが図2であり、全市的な人口動態の縮図ともいべき推移をたどっていることがわかる。

国分区は、住民構成の面からみるなら、典型

表1 地域における職と住の関係(平成12年)

	当地に常住する 従業・通学者総数	自市内で 従業・通学	他市町村で 従業・通学
太宰府市	36385 (100)	12631 (34.7)	23754 (65.3)
飯塚市	42125 (100)	28676 (68.1)	13449 (31.9)

(総務省統計局「国勢調査報告」より作成)

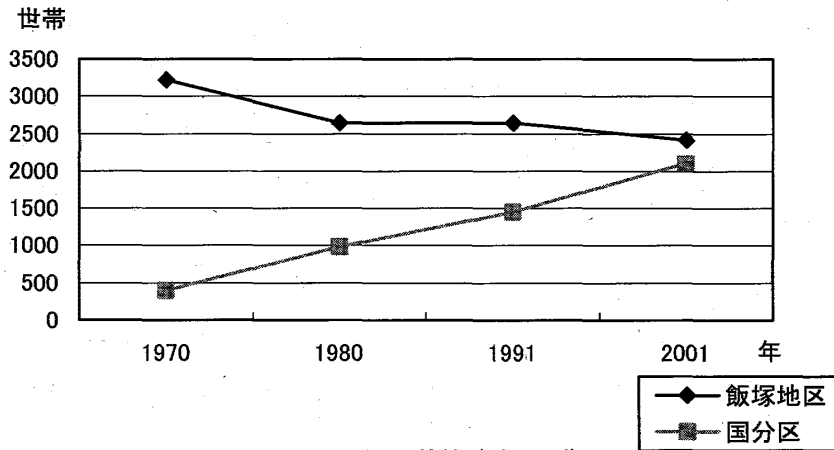


図2 人口動態(地区別)

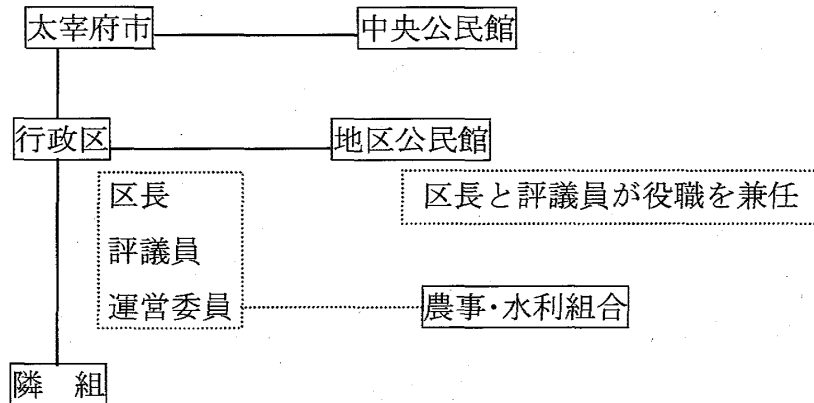


図3 国分区の地域組織

的な混住地域として特徴づけられる。高度成長期以降、国分区では人口が増えただけでなく、地付きの先住層と新規来住層という住民層の分化が生じ、行政区の自治運営においてこれら新旧住民の融和をどのように形成していくかが重要な地域課題となっている。ヒアリングによる限り、これまで国分区で新旧住民の間で深刻な軋轢が発生したことはないようである。しかし、住民間の融和がうまく進んできたかという点、そうともいえない⁴⁾。現在、数の上では新住民が圧倒的多数を占めるが、自治活動の担い手という点では旧住民が依然として主導的な役割を果たしている。

国分区の自治会は、区長と評議員を中核に組織されている。区長は地区公民館長を、評議員は公民館の各部会の委員を兼務し、両役員で構成される評議員会で区の活動の大枠が決定され

る(図3)。そしてこの区長と評議員の役職には、旧住民が就くのが常であった。役員が旧住民に固定化しがちなのは、役員を選出が役員間の互選による部分が多い。そのような閉鎖的な自治会運営に対して新住民の一部からは不満も聞かれる。しかし、総じて新住民の側が行政区の活動に無関心であったことも事実であり、彼らの側から積極的な関与がなかったことがそのような現状を生みだしていることも否定できない⁵⁾。いずれにせよ、国分区における以上のような混住化状況は、後述するように、災害への対応過程においてきわめて重要な意味をもつことになる。

国分区についても一つ指摘しておきたいことは、この地区は今回の災害以前から水害の常襲地区であったということである。農地の宅地への転用が都市水害の発生因になりがちなこと

はよく知られているが、このことは国分区でも例外ではない。とくに国分区の場合、宅地造成が宅地造成法施行前に実施されたこともあり、治山治水対策や生活環境基盤(排水溝や道路等)の整備において不備が多いものとなっている。そのため、過去(1973年)にも大規模な土砂災害が発生している。この災害の後、治山ダムの建設や小規模河川の拡幅工事が行われ、土砂災害は影を潜めるようになるが、その後もちょっとした豪雨で道路が冠水したり、他の小規模河川(農業用水路)が溢水したりといった事態が常襲的に発生していた。水害の発生源をなす河川の管理は、旧住民で組織された農事・水利組合によって行われてきたが、近年では旧住民の高齢化が進み、従来のような管理体制を続けることは困難になっていた。他方、新住民の側から地域防災に取り組もうとする動きが生じることはなく、被害が発生しても市へ個別に通報が寄せられる場合がほとんどであったようである。このような状況の中、近年になって区は新たな水害対策(用水路の暗渠化事業)に乗りだし、その実現に向けて市と交渉を進めていた。2003年7月の水害は、そんな矢先に発生した災害であった。つまり今回の災害は、まったく偶然の出来事というわけではなく、開発に伴う土地利用の変化や混住化に伴う自主防災力の低下という構造的脈絡のもとで、それなりの必然性をもって発生した災害であった。

他方、飯塚市飯塚地区では自営商業者層を主な担い手とした地域運営が行われている。その地域組織のあり方や住民の気風は国分区の場合とかなり異なる。飯塚地区における中核的な地域組織は商店街の関係者から構成される商業団である。町内会も存在はするが、町内会長は商店街活動の一線から退いた高齢者が就くのが慣例的であり、活動内容も行政情報の伝達にはほぼ特化している。町内会独自の取り組みや行事は特にないとのことである。なお、商店街の組織には商業団以外に商店街振興組合があるが、これは商店街が行政から各種補助を受ける際に法人格が必要なため設けられた組織である。商業団が商店街の販売促進活動や各種行事、イベン

トの企画、実行を、振興組合が行政との交渉や共有施設(アーケード等)の維持・管理をという役割分担が成立しているが、もとより人員は重複する部分が多く、商店街関係者からはほぼ一体的なものとみなされている。そして、中心市街地に7つあるこれら商店街組織の連合体として、商店街連合会が組織されている。

中心商店街の歴史は古いが(「永昌会」という年末恒例の大売出しは2005年度で120回目を数えている)、戦時中に悪性インフレ、物資統制令、小売業整備要綱等の影響で転廃業者が続出し、少なからぬ規模で店舗の入れ替えが起きたようである(飯塚市1975)。1960年に出された調査報告書によると、戦後に創業した店舗が62.1%となっている(福岡県1960)。しかし聞き取りによる限り、商店業主たちの間では「古くから店をやっている人が多い」というのが共通認識である。親子二代、50年以上にわたって店をやっている人が過半数を占める、とのことであった。いずれにせよ、国分区の新住民と比べるなら、飯塚地区の住民の地元意識は明らかに強い。しかし、商店街でも昭和50年代から職住分離が進み、現在、店舗と住居を兼用している人の割合は2~3割とのことである。住宅は市内の近郊にある場合がほとんどだが、商店街の昼夜人口には大きな差があるのが現状である。

飯塚の中心商店街を語るうえで欠かせないのが飯塚山笠である。福岡の博多山笠と肩を並べる勇壮な祭りであり、7月になると飯塚の町は一気に色めき立つ。飯塚の人間は「川筋気質」と呼ばれ豪放磊落な性格で知られるが、彼らが真骨頂を発揮する舞台がこの飯塚山笠である。飯塚山笠の運営を担っているのは山笠振興会であり、形式的には商店街の組織とは別組織である。しかし飯塚山笠のもともとの発祥地は中心市街地であり、そのため現在も山笠の運営で実質的なリーダーシップを揮っているのは中心市街地の商店業主たちである。そうであるが故に、彼らには「自分たちが飯塚の伝統文化の担い手だ」といった強烈な自負がある。飯塚地区の商店街組織が、単なる商業組織であるだけで

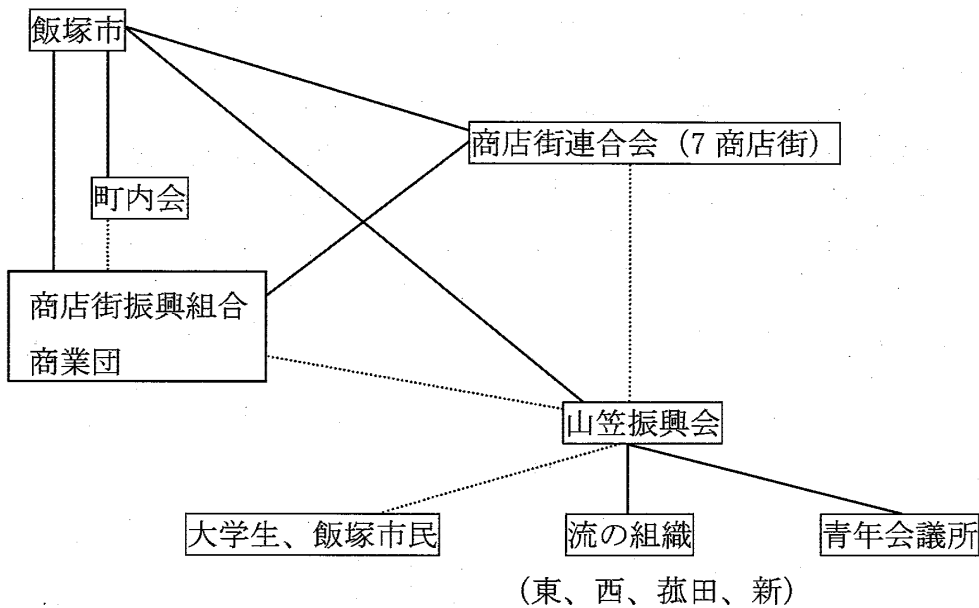


図4 飯塚地区の地域組織

注：実線はフォーマルな結びつきを、点線はフォーマルな結びつきは有していないが人員がかなりの程度重複している関係を示している。

なく、地域の組織でもある所以である。

山笠は地区を超えた広域的な社交関係を醸成する場ともなっている。飯塚市には東流、西流、菰田流、新流という4つの「流」(山笠を担ぐ組織)がある。各々の流は、裏方も含めて数百人の人員を抱えている。これら4つの流が、山笠の季節になると頻繁に行き来し、酒を酌み交わして健闘を誓い合う。また、山笠には市や河川事務所の職員、自衛隊員等も参加しており、これら行政・専門機関の関係者との個人的面識も培われている。近年では、人手不足を補うために地元の大学にも働きかけが行われ、大学生や学校関係者も多数参加するようになった。祭を介して形成されているこれら既存の人脈網は、後述するように、災害時の救援活動において重要な役割を担うことになる。

なお、飯塚市でも近年になって水害対策が講じられるようになっていた。遠賀川支流の明星寺川上流域では昭和50年代から宅地開発が進み、農地の保水・遊水機能が失われたことで、水害が頻出するようになった。その影響で、下流の中心商店街でも以前より水害が発生しやすくなっていたとのことである。1999年と2001年の豪雨では隣接する穂波町枝国地区で床上・

床下浸水100戸以上の被害が発生。それを受けて、飯塚市は市の水防計画で明星寺川流域を被害想定箇所に指定し、2002年度から国、県、飯塚市、穂波町が5カ年計画で約90億円をかけて同川や下水道の改修事業(「床上浸水対策特別緊急事業」: 国、県の負担額44億円)に着手していた。また、2006年度には排水能力の低い徳前ポンプ場に代わり、枝国地区に従来の約1.6倍の処理能力をもつ新ポンプ場を建設する予定であった。大宰府市国分区の場合と同様、飯塚においても2003年の災害はそれなりの伏線のもとに発生したといえるだろう。

しかしながら、飯塚地区では国分区ほど水害対策が懸案事項とされていたわけではない。その理由として、店舗・民家が密集する商店街において何よりも懸案されてきた災害は、水害ではなく火災であったことが挙げられる。また、自営業者が多い飯塚地区では、通勤者が大多数の国分区よりも、消防団活動は明らかに活発であり、それら既存の防災組織への信頼があったが故に、何か特別の災害対策をとる必要性があまり感じられなかったようである。

しかしそれ以上に重要なことは、飯塚地区が直面している最も切実な地域課題が「商店街の

活性化」であり、それに比べると「防災」は副次的な課題にすぎなかったということである。炭鉱閉鎖後、中心商店街は停滞基調になるが、炭鉱には炭住内に購買会等があり、炭鉱労働者は日常的生活物資の購入をそれほど商店街に頼っていたわけではない。そのため、炭鉱閉鎖が商店街に与えた打撃はそれほど直接的なものではなく、商店街店舗数の減少率は市の人口減少率ほど急峻な下降カーブを描いたわけではなかった。炭鉱閉鎖後も、鉱害対策を中心に実施された総額700億円に及ぶ各種公共事業の関係で多くの工事労働者が訪れ、彼らを顧客とすることで商店の経営は何とか維持されていた。つまり、飯塚地区の中心商店街に本格的な冬の時代が訪れるのは、石炭六法が失効し、大店法が廃止されたここ10年ほどなのである。そしてそのような窮状を打開するため、中心商店街では近年になって新たな取り組みが着手されていた。具体的には、90年代末に近隣自治体の大型スーパーが店舗増床に乗りだしたとき、それに対抗するため中心商店街では商店街連合会レベルで販売促進研究会を立ち上げ、この研究会の企画で「本気(まじ)市」という大売出しが実施された。「本気市」は以後、年末の「永昌会」と並び、商店街の恒例行事となっている。苦境が深刻化したことで、商店街連合会レベルでの連携が強化されつつあった。今回の災害は、そ

のような状況下で発生した災害であった。

2. 被害状況

2-1 被害と支援の概要

2003年7月19日の未明から明け方にかけて北部九州一帯を激しい集中豪雨が襲い、太宰府市で時間最大雨量104mm、飯塚市で84mmという観測史上最大の雨量を記録した。この集中豪雨による被害は、太宰府市においては土砂災害として、飯塚市においては内水氾濫として立ち現れた。発生した災害の種類が異なるのは、いうまでもなく両市の地形や立地条件の違いによる。同じ集中豪雨であっても、それによる被害の立ち現れ方は当該地域の地形・地質的条件によって大きく規定される、ということをまず押さえておく必要がある。その意味で、災害はきわめて地域的な現象なのである。

以下に示した両市における被害の概況は、そのことを裏づけるものである(表2)。大宰府市では、死者が1人出たほか、「全壊」、「半壊」といった甚大な住宅被害が相対的に多く発生している。また、崖崩れ、河川や道路の損壊といった被害が多く、農地被害はすべて「流出埋没」である。罹災世帯の数は飯塚市と比べると相対的に少ない。これらのことは、局所集中的に強力な物理的衝撃が襲うという土砂災害の特徴を示している。また、土砂の崩落速度はきわ

表2 被害状況/自治体別

	人的被害		住宅被害				
	死者	重症	全壊	半壊	一部損壊	床上浸水	床下浸水
県計	1	10	26 (27)	56 (53)	74 (75)	3472 (3790)	3489 (3675)
太宰府市	1	3	14 (15)	27 (27)	8 (9)	239 (246)	103 (119)
飯塚市	0	2	1 (2)	3 (1)	12 (12)	1345 (1485)	691 (718)

	田		文教施設	医療機関	通路	橋りょう	河川	崖崩れ	水道	電気	ガス	罹災世帯
	流出埋没	冠水										
県計	54.77ha	1001ha	35	38	1057	15	699	1271	9232	627	975	3415
太宰府市	9.8ha		4		174	4	118	270		348		288
飯塚市	0.2ha	300ha	7	36	81		53	194	30	259	973	1487

福岡県消防防災安全課『平成15年 災害年報』より作成

めて早いめ、逃げ遅れて人的被害につながる危険性の高さを示唆するものでもある。他方、飯塚市では人的被害や建造物の崩壊は少なかったもの、広域にわたって浸水被害が発生したことがわかる。また、被害が広域にわたるがゆえに、医療機関や文教施設をはじめとする各種公共サービスに大きな支障が生じていることがわかる。

被害の内容は地域住民の職業構成によっても大きく異なってくる(表3)。大宰府市の被災地である国分区は住宅地域であるため、住民が被った被害のほとんどは住宅被害であった。他方、飯塚市で被害が集中したのは商店街であるため、住民は浸水による住宅被害に加えて、深刻な商業被害を受けている。市の報告によれば、市内13商店街の全983店舗中、669店舗が被災し、その被害総額は約50億円にのぼる。特に、東町、昭和通、永楽町、御幸町商店街はほぼ全店舗が浸水し、商業的被害も大きい。

被災者に対してどのような経済的支援が実施されたのか。現行の法制では、被害補償のための公的な現金給付は、阪神大震災の後に制定された被災者生活再建支援法による支給金に限られる。しかし周知のように、生活再建支援法の適用基準は厳しく、また支給金額も上限100万円(当時)である。大宰府市で同法の適用を受けたのは8件にすぎない(飯塚市も同法の適用を受けたが、その詳細は不明)。

他には、自治体の災害見舞金制度による支給金と、義援金がある。県の見舞金は、全壊世帯に対して12万円、半壊世帯に対して2万円、床上浸水に対して1万円(単身世帯の場合は5千円)支給される。市の見舞金は、太宰府市では、全壊世帯に対して5万円、半壊世帯に対して3万円、床上浸水に対して2万円が支給される。飯塚市では、店舗被害に対して1店舗あたり3万円、住宅被害に対しては、被害種別の支給額は不明だが、1世帯あたり平均3万8千600円が支給されている(表4)。義援金は太宰府市では1570万円集まり、人的被害(死亡1、重症3)と住宅全壊15件、半壊28件の計47件に配分された。飯塚市では3856万円が集まったが、後述する事情で被害者には配分されず、監視カメラ、救命ボート、図書館の書籍の購入や公民館の修繕費に充てられた。これらを大雑把に合算するなら、例えば全壊世帯は、太宰府市の場合だと40~50万円、飯塚市の場合だと20万円の現金給付を受けたことになる(生活再建支援法の支給金を除く)。

直接的な現金給付以外には、各種税の減免や国民年金保険料の免除、貸付金や融資面での特例措置等の支援が行われた。その概要は表5の通りである。おおまかに計算するなら、被災者は税や保険料に関しておよそ10万円程度の減免を受けたことになる。貸付金や融資は金額は大きい、あくまでも借金であり、返済義務があ

表3 被害状況/被災地区別

飯塚市中心商店街(連合会加盟店のみ)

太宰府市国分区		商店街	総店舗	被災店舗	床上浸水	床下浸水	被害金額
住宅全壊	1	本町	102	49	13	36	2億4500万円
住宅半壊	12	東町	48	48	48	0	7億5000万円
床上浸水	10	永楽町	35	35	35	0	2億3386万円
太宰府市三条・連歌屋区		昭和通	90	90	90	0	15億円
住宅全壊	14	新飯塚	94	2	0	2	46万円
住宅半壊	9	吉原町	150	120	120	0	6億円
床上浸水	19	御幸町	168	126	126	0	12億5000万円
		計	687	470	432	38	45億7932万円

「区報国分」第66号、飯塚市商店街連合会「7.19集中豪雨による商店街被害状況」より作成

表4 災害見舞金

飯塚市における災害見舞金支給実績

県の見舞金	1499件	12740千円	一般世帯	1023件	10230千円(10千円/世帯)
			単身世帯	474件	2370千円(5千円/世帯)
			全壊世帯	1件	120千円
			半壊世帯	1件	20千円
市の見舞金	2329件	83121千円	住家	1538件	59391千円(38.6千円/世帯)
			店舗	791件	23730千円(30千円/店舗)

注：太宰府市における市見舞金は、上述の交付規程のもと、275件に対して総額5733万円が支給されている(県見舞金の支給件数については不明)。

表5 減免、融資等

災害援護貸付制度

	県の貸付	市の貸付
太宰府市	不明	20件(金額不明)
飯塚市	188640千円(145件)	36400千円(25件)

税の減免・徴収猶予制度

	固定資産税減免	個人市県民税減免	国民健康保険税減免
太宰府市	6274千円(177件)	不明	不明
飯塚市	24358千円(1350件)	20151千円(674件)	38509千円(634件)

国民年金保険料申請免除

太宰府市	不明
飯塚市	117件

商業活性化資金融資制度

飯塚市	3788315千円(426件) (平均8892.8千円/件)
-----	-----------------------------------

ることはいうまでもない。

太宰府市の場合、被災者の生活再建は住宅の再建とほぼ同義になる。しかし住宅再建費用を補う上で、以上みたような公的支援は微々たるものにすぎない。必然的に、保険が頼りということになる。しかし、被害に対して保険がおりるかどうかが、またどの程度の金額がおりたのかは、きわめてケース・バイ・ケースである。国分区でのヒアリングによれば、同程度の被害であっても、幸い数百万円の支給を受けた世帯、全く支給を受けていない世帯、住宅ローンが残っていると保険が出ないということで保険会社ともめた世帯等々、被害者の置かれた状況は多様であった。また、親族や勤務先の会社か

ら見舞金や寄付を受けた世帯もあれば、受けなかった世帯もある。

結果的には、家屋全壊の被災者1世帯が他地域に転居したものの、それ以外のすべての被災者は国分にとどまり、以上みたような支援を受けつつ、基本的には自力で住宅を再建した。現行の災害法制のもとでは、被災家屋の再建は基本的に保険頼みにならざるを得ないこと、またそうであるが故に、住宅再建のための条件はきわめて個別化せざるを得ないことが改めて確認されたといえる。

飯塚地区の場合、事態はより深刻である。被災した商店業主は店舗の復旧だけでなく、商品や機材の入れ替えを余儀なくされる。ヒアリン

グによれば、平均して1店舗あたり1000万円程度の損失がでたそうである。特に、病院や理髪店などの機材の損害額が大きかったらしい。さらに不運なことに、飯塚地区の商店業種のほとんどは「水害特約」の保険に加入していなかった。そのため、支給された保険金の額は上限100万円にとどまる⁶⁾。また一般住宅の場合と比較して、店舗に対する補償額は少ない。そんな中、商店主たちが最も頼りにしたのが「商業活性化資金融資」である。先の表5に示したように、426店舗の商店主が1店舗あたり平均して約900万円の融資を受けている。ちなみに、この0.5%の低利融資(上限2000万円。償還猶予18ヶ月)は商店主たちが市に要望を出し、交渉の結果、実現したものである。災害の大打撃で少なからぬ商店主が営業を続けるか否か決断を迫られたが、結果的には、彼らのほとんどはこの融資を支えに営業を再開した。しかしながら、災害の打撃が商店街に与えた重圧は、その後じわじわと深刻化する様相をみせている。このことについては後述する。

3. 災害時の対応

両市では災害が発生した緊急時にどのような対応がとられたのか。行政の対応と住民の対応に分けて、その概要を整理しておきたい。

3-1 行政の対応

両市の対応やそこで生じた問題点には、相違よりも共通する部分が多い。

第1に、初動の遅れである。災害対策本部が設置されたのは、大宰府市が7月19日午前6時、飯塚市が午前2時である。地域防災計画では警報発令時点で災対本部を設置することを定めており、大宰府市では18日22時、飯塚市では19日0時35分に警報が発令されているから、飯塚市で1時間半、大宰府市では8時間もの遅れが生じた。また、道路が冠水していたこと、19~21日は連休で自宅不在の職員もいたこと等から、職員の参集もままならず、何人の職員が出動できたのかも掌握できない状態であった。

第2に、災害情報の収集における混乱であ

る。災害当日、両市の行政・専門機関には住民から被害の通報が殺到した。例えば、飯塚市の消防本部には19日午前3時から6時の間に192件の119番通報が寄せられた。しかしこれらの情報は行政の緊急対応にほとんど活かされなかった。電話窓口はパンク状態に陥り、宿直の職員が対応に忙殺されるなか、消防本部の敷地そのものが浸水し、救急車が出動できないといった事態も発生した⁷⁾。

第3に、災害情報の伝達に関する混乱である。まず、市、消防署、自衛隊といった行政・専門機関どうしの連絡体制に不備が目立った。市と消防署は住民の通報を受けて独自に活動を開始し、連携した活動をとることはできなかった。飯塚市では午前5時半に自衛隊に派遣要請をだしているが、駐屯地が市内にあるにも関わらず、自衛隊が市役所に到着したのは午前10時であった。また、両市とも避難勧告を出しそびれるなど、住民への避難情報の伝達においても多くの問題点を残し、住民の不満、反発を招いた。

指定避難場所の適切性についても問題が生じた。飯塚市では市の中心的な広域避難場所であるコミュニティセンターが最も深刻な浸水被害を受けるといった皮肉な事態に陥った。大宰府市でも、避難場所である小学校や公民館が山間傾斜地や川沿いに立地していたため、いったん避難に向かった被災者が危険を感じて引き返すといった事態がみられた。

災害といった突発的事態に対する行政機関の脆弱性は、これまでの災害研究においてもしばしば指摘されてきたものであり、それがほぼ追認されたといえる。地域防災計画の真摯な見直しが必要となろう。ただ、災害といった不測の事態に対し、行政の対応にある程度の不備が生じるのはやむを得ない面もある。行政責任を批判的に追求するだけでなく、その前提として、防災に関する行政と住民の役割分担を今一度問いただしておく必要があるようにも思う。

3-2 住民の対応

【被災者の状況】

発災時、国分區では、被災者の多くは避難場

所である国分小学校に避難した。他方、飯塚地区では被災者の多くは自宅の2階に避難し、外部からの救援を待つという行動をとった。飯塚地区の被災者が避難しなかったのは、道路に水が最大時で2メートルも冠水するような状態であったため、避難できなかったことによる。

国分区の被災者の避難行動には、以下のような問題点が見出された。

第1に、明け方の就寝時間帯であったことにより、また起きていたとしても雨音の激しさや雷鳴に遮られ、土砂崩落の予兆現象はほとんど察知されなかったこと。そのため、災害は突然の事態として立ち現れ、被災者はきわめて混乱した状態に陥った。

第2に、どこにどう避難するかについて、住民間で連絡のやりとりがほとんど行われなかったこと。聞き取りによる限り、国分区での避難行動は世帯ごとの判断で個別にすすめられた。地域の誰がどこにいるのかも、ほとんど把握されていなかった。消防署や市役所への通報は行われたが、既述のように電話窓口はパンク状態であり、満足な回答は得られない場合が多かった。避難行動がこのように個別化したのは、国分の被災地が新住民の集住地区であり、普段の近隣づきあいが希薄であったことによる部分が多いといえるだろう。

第3に、そもそも所定の避難場所に避難すること自体に安全性の面で疑念があった。避難場所そのものの安全性が疑われる場合があったことに加え、避難場所に通じる街路も土砂や流木で埋まっており、さらには電柱が倒壊していたりプロパンガスが転がっていたりと、二次災害が発生する危険性が少なからずあった。

他方、飯塚地区については以下のような問題点が指摘できる。まず、1節でも触れたように、中心商店街では職住分離が進んでおり、発災時に商店街にいたのは当地に住民票をもつ住民のごく一部であった。このことは人的被害を避ける点では好適であったといえなくもないが、他方では、商店街に居住している住民の多くは高齢者であり、「災害弱者」が集中的に孤立状態に置かれるという状況を生み出すことに

なった。飯塚地区の被害は浸水被害であり、土砂災害に比べると人命への危険性は相対的に低かったといえるが、被災者のそのような属性を鑑みるなら、無視し得ない不安を残すものであった。また、発災直後は外部からの救援活動もままならなかった。日が明けてから店舗に居住していない住民たちが商店街に駆けつけるが、胸までつかる浸水のため、商店街の中に立ち入ることはできなかった。近くには来たものの、被災者の救出も商品の搬出もできず、どうしようもなく立ちつくす状態がしばらくの間続いた。後述するように、その後商店街で展開された救援・復旧活動には評価される点も多いが、活動が開始されるまでに一定の空白時間を余儀なくされたことは事実である。以上のような意味で、今回の水害は職住分離型商店街の災害に対する脆さを顕在化させ、夜間における商店街の防災体制に反省を促す事態であったといえるだろう。

【救援・復旧活動】

国分区で災害復旧活動の中心的な担い手となったのは、行政区の自治会である。災害の翌日から連夜にわたって会議が開かれ、被災状況の確認や、どのような復旧事業をどのように実施するかについて議論が重ねられた。具体的には、市と連絡を取りつつ、災害ゴミやし尿処理に関する行政補助作業、公民館で避難所生活を送る被災者への支援、各種防災情報や災害法制の回覧板による伝達等が行われた。災害から1週間後の週末には、区民に呼びかけて流出土砂の撤去作業が行われた。この作業には当初の予想をはるかに上回る275名の国分区民が参加した他、区外からも40名ほどのボランティアが駆けつけた。これまでにない高揚した雰囲気の中、区の役員たちは参加者に弁当を用意するのにおおわらわだっただけである。

もっとも、国分区の復旧作業に実質的に関わったのが、区長をはじめとするごく少数の役員に限られていたのも事実である。役員以外の区民、つまり「新住民」たちが復旧作業に関与したのは上述の土砂撤去作業のときだけであ

り、それ以外で被災者支援や地域の復旧に向けた共同的活動が展開されたわけではない。土砂災害による被災地区は国分区内でもごく一部のエリアに限られており、被災しなかった区民のほとんどは災害の翌週から普段と変わらない会社勤めの日常に戻ることができた。そのため、災害の復旧作業は、地域に常住する区役員が市の事業補助に奔走する他は、被災者が臨時休暇をとって自宅の復旧作業に個別に従事するという形で基本的に進められた。

それに対し、飯塚地区ではかなり広範で継続的な共同的取り組みが展開された⁸⁾。上述したように、災害発生直後しばらくの間は職住分離型商店街の脆さを垣間見せたといえるが、その後、山笠の「流」を構成する地元の若手メンバーを中心に被災者の救援活動が開始された。彼らは消防団分団の主力メンバーでもあり、自主的に救援に駆けつけてきたそうである。救命ボートを用いて被災者の安否確認や飲料水の提供等が行われた。ちなみに救援活動中、最も怖かったのはガスで、プカプカ浮いて異臭を放っているプロパンガスの管を恐る恐る閉めてまわったそうである。自衛隊到着後は自衛隊員も救命ボートを用いた救援活動をはじめたが、土地勘がなく混乱していたので、彼らを被災者がいる場所へ誘導する役割も担った。「やっぱり地元のことは地元の人間でないとわからん」というのが、実際に救援にあたった関係者の言である。夕方になって水が引いてからは、JCのメンバーが中心になって被災者への炊き出しを行った。当時はコンビニエンスストアや自動販売機も浸水で利用できず、買出しをしようにも車が故障して動けない状態だったため、これらの救援活動は被災者に大変感謝されたそうである。

翌日からは、商店街の復旧作業(家財や商品の搬出、水の汲み取り、消毒作業等)が始まった⁹⁾。作業に関わったのは、被災者である商店街メンバーや市職員の他、「流」のメンバー、大学生を中心としたボランティア、自衛隊員である。ここでも山笠の組織が果たした役割は大きい。「流」は個別町内を超えて広域に組織さ

れているため、被害の比較的少なかった地区の商店主たちが被害の大きかった地区の支援に駆けつけた。既述のように彼らのうちには消防団員も少なからず含まれていたため、作業が手馴れていたそうである。また、ボランティアにしても、公式には市の呼びかけで召集されたが、実際には以前山笠に関わった経験があり、そのときの個人的人脈を機縁として参加した人が少なくなかったそうである(特に大学生の場合)。匿名ではなくすでに面識のある間柄である場合が多かったこと、また山笠の組織は良くも悪くも上意下達の命令系統がしっかりしていること等から、統制のとれた組織的対応をとることができ、ボランティアは大きな救援力になったとのことである。以上のような意味で、山笠の組織は単に祭を目的としたものであるだけでなく、防災面に関しても様々な潜在的機能を有しており、それが今回の災害に対する応急的な対応の局面において顕在化したといえる。ちなみに、水害ゴミの撤去等に汗を流したボランティアの数は、7月20日から31日の間で延べ985人に達した。

24日まで自衛隊が滞在し、復旧作業に貢献したことも被災者から大いに感謝されている。ボランティアが果たした役割が大いに評価される一方で、大型の機材や電気ゴミの搬出等、素人の手に負えない作業が多々あることが改めて判明したのも、今回の災害の教訓であった。災害救援・復旧作業に自衛隊を有効活用するための制度的な条件整備は、今後の防災対策における重要課題の1つとなるだろう。

【被災者運動の展開】

災害後しばらくすると、国分区、飯塚地区の両地区において被災者団体が結成された。しかし両団体の活動目的や活動スタイルはかなり色合いが異なるものであった。

国分区の被災者団体は8月16日に7名の被災者有志によって結成された。行政の初動対応に対する不満、二次災害のおそれや実施予定の防災事業に対する不安等が、会の結成を促した要因である。メンバーはいずれも新中間層の新住

民であり、それまで地域とのかかわりがきわめて希薄であった人たちである。慣れない活動に戸惑いつつも、彼らは行政に対する要望を文書にまとめ、それへの賛同者の署名を募った。主要な要望は、①被災民家付近に放置されている土砂流木の早急な撤去、②第三者機関による災害原因調査の実施（そこに行政責任がなかったかの究明）、③建設予定の治山ダムの安全性についての科学的説明、④団地内の排水溝の改修工事等である。彼らはその要望書を、国分区分民70人分の署名を添えて、市長と県知事に提出。以後、大体3ヶ月に1回のペースで市と交渉を続けた。

しかし、要望に対して市から満足のゆく回答が得られなかったこと、メンバーの間で行政に対する不信や感情的軋轢が蓄積されていたこと等により、被災者団体と市の交渉は往々にして紛糾し、膠着した状態が続いた。また、この被災者運動は行政区自治会と提携せずに進められ、ときによっては対立する場合もあった。その理由として、被災者団体メンバーと自治会役員はもとより面識がなかったことに加え、地域に対する考え方や行政との関わり方について少なからぬ齟齬があったことが挙げられる。端的にいうと、被災者運動は「地域のため」というよりも被災者個人々の生活防衛を目的とした運動であり、行政との対決姿勢を鮮明に打ちだした権利要求型の運動であった。そのような活動スタイルは、幾分閉鎖的、排他的ではあるが利他的な地域意識をもち、行政との個人的人脈を活かして穏当な問題解決を志向する自治会役員（旧住民層）には基本的に受け入れにくいものであったといえる。

結果的に、被災者団体の要望はほとんど汲み取られることなく、防災事業はほぼ当初の予定通りに実施された。被災者運動そのものも翌年になると実質的に休止状態に陥った。しかし被災者たちの活動は完全に停止したわけではなく、その後、興味深い変化を遂げつつ再開されることになる。このことについては後述する。飯塚市における被災者団体（「7.19大水害被害者の会」）は9月6日に結成された。会が結成

される直接の契機となったのは、義援金の使途をめぐる騒動である。飯塚市には全国から約4000万円の義援金が寄せられたが、それを市が一般会計に組み込み、図書購入費に充てる決定をしたことに対し、異議申し立てを行ったのがこの会の最初の行動である。当初、被害者の会は義援金は被災者に配分すべきと主張したが、被害査定が厄介であるため方針を転換し、今後の防災対策に向けて河川監視カメラや救命ボート等の購入を要望、市もそれを認めて実現の運びとなった。義援金の使途問題に端を発したこの会の活動は、以後活動の幅を広げ、水害の発生原因やその後の復旧事業、今後実施予定の防災事業等について行政の活動を幅広くモニターしていく活動を展開していくことになる。

被害者の会は明星寺川流域に居住する被災者有志で構成されたボランティアな運動団体である。会の主力メンバーは商店主や「流」の役職者が多くを占めるが、基本的に商店街や山笠の組織とは独立して活動が行われている。しかし国分の被災者団体とは異なり、被災者の生活防衛よりも、地域防災力の向上を旨とした活動が基調となっており、「地域」への志向性が強いのが特徴となっている。具体的には、防災マップの作成、市民を対象とした防災講習会（インターネットを活用した防災情報の収集手順の習得）等の事業が行われた。行政との関わり方にしても、当初は行政責任を批判的に追及する姿勢が顕著であったが、その後、今後の防災対策に関して市との「対話集会」を呼びかけたり、行政職員とともに水防工事の現地視察を行ったりと次第に歩み寄りを強め、学習・提案型の活動に重点を移すようになった。市民を対象とした市主催の防災講演会にも、被害者の会の代表が登壇している。

しかし現在、被害者の会は、会自体は存続しているものの、活動は事実上中断した状態にある。会のリーダーは活動を継続していく意志をもってはいるが、大規模な工事が本格的に軌道に乗りだすと住民がそれに対して関与できる余地は少なくなること、時間が経つにつれて全体的に災害の記憶が風化しつつあること、そして

良くも悪くも生活が日常態に回帰し、日々の仕事に忙殺されるようになったことで、防災活動にまで手が回りにくくなってきていること等が、活動の停滞を余儀なくしているといえるだろう。

実は同様の事情は災害調査に関しても当てはまる。筆者が災害調査を進めていく中で直面した大きな困難は、災害から時間が経つにつれて、狭義の防災だけをテーマにした調査は遂行しづらくなっていくということであった。当該地域が平時に抱えている既存の地域課題と関わらせてより広い視点から調査テーマを見直すことを余儀なくされたのである。以下、この点に論及して結びとしたい。

4. 災害から2年経って—災害社会学から災害の都市社会学へ—

近年、災害が多発していることを背景に、「防災コミュニティ」が地域形成におけるノルムの1つとされるようになってきている。しかし「防災」は多義的な言葉である。さしあたり、災害法制の根幹をなす災害対策基本法に依拠するなら、防災は、災害の(1)予防、(2)応急対策、(3)災害復旧、の3つの局面に区分されている。そして、災対法では(2)の発災直後の応急対策に最も重点が置かれていることは周知の通りである。災害社会学の研究でもこの局面に関する実態の解明が主眼とされる場合が通常であり¹⁰⁾、そのような研究が大きな実践的、政策的意義をもつことは論を俟たない。

しかし災害の社会学的研究は、視野をもう少し広げて、(1)の災害予防の局面の分析により本格的に取り組む必要があるのではないかと、というのが本稿の主張である。もちろん、災害予防対策も重要な政策課題とされていることはいうまでもなく、最近の『防災白書』ではこの点に関するソフト面の対策として、自主防災組織や災害ボランティアの育成、防災情報システムの構築が焦点とされている。しかし、このような防災に直接的に関わるエージェントやシステムの整備状況だけにスポットを当てるのではなく、対象地域の社会構造の分析に立ち入り、

防災以外の既存の地域課題も視野に入れた幅広い視点から、災害予防の社会的条件を探るような分析視角が社会学的研究には求められるのではないかと。以下、このような観点から、国分区と飯塚地区における防災対策の現状と課題について言及しておきたい。

国分区の防災を考える上で注目したい論点は、新住民と旧住民の融和であり、その意味での「コミュニティ」の形成という地域課題である。国分区では災害後、緊急時の情報伝達体制に多くの不備があったとの反省を踏まえ、当時の区長が中心となって自主防災組織の整備が進められた。10の隣組に1名の割合で新設の防災委員という役職を配置し、住民や市に対する緊急時の連絡体制や業務の役割分担を整備、明確化すると同時に、それを図表化した防災マップを作成し、区民に配布されている。国分区のこの取り組みは市からも高く評価され、太宰府市における自主防災組織の先駆事例とみなされている。しかしながら、この自主防災組織が実効性をもったものとなるかどうかについては、心許ない面が少なくない。最大の問題は、防災委員の充足が困難なことである。特に、新住民が集住するエリアで防災委員のなり手がみつかりにくいそうである。また、防災委員が充足された地区でも、自主防災に向けて何らかの取り組みが着手されているのは、住宅被害が集中したごく一部のエリアに限られるのが現状である。

実は、自主防災の取り組みが着手されているこのエリアの防災委員に就任したのは、既述した被災者団体のリーダーである。被災者運動を始めた当初は行政批判の急先鋒に立っていた彼だが、その後、そのような運動の試行錯誤を通して次第に自分が住む地域に関心を深めていくようになったそうである。同じ隣組の住民を対象に会合を開き、隣組を単位として自主防災の体制づくりが進められている。また、一時中断されていた被災者団体の活動も再開され、要望事項を「防災面で安心できる排水路の整備」の1点に絞り、市と粘り強く交渉が続けられている。それはもはやかつての被害者運動の面影をなくし、防災をノルムとした地域づくりの活動

へと変貌を遂げつつある。これまで長きにわたって新住民の地域関与がほとんどなかった国分區において、このことはきわめて注目に値する事態である。

しかしながら、これらの取り組みはあくまでも隣組や丁目を単位としたものにとどまり、行政区としての取り組みにまでは発展、拡大していない。災害後、国分區では役員改選が行われたが、旧住民主導の体制に変化はみられない。被災者リーダーにしても、現在の活動を区と連携して進める心積もりは今のところないとのことである。旧住民層と新住民層の間には、明確な対立が生じているわけではないにしろ、いわく言い難い断層が厳然として存在している。

国分區的防災対策は、このような社会的断層をそれはそれとして甘受した上で講ずるべきなのか、それとも新旧住民の融和を探る方向で講ずるべきなのか、融和を探るとするならその条件や仕掛けはどのようなものなのか。このような問かけが、今後国分區的防災対策が向かうべき方向性を考えるに際し、基本的な重要性をもつように思う。また、以上みてきたような国分區的混住化状況やコミュニティ形成の問題を、行政の施策との関係で捉えておくことも重要であろう。現在、大宰府市では「地域コミュニティ」の形成が市政の重点プロジェクトに位置づけられている。「コミュニティ」とは何なのかについて、市はまだ明確なビジョンをもっておらず、試行錯誤している段階であるが、大枠では、2003年度にだされた地方制度調査会の答申を基本的に踏襲し、従来の行政区を単位とした取り組みと小学校区を単位としたより広域の地域活動をいかに統合するかに焦点が置かれているようである。そのようなコミュニティ行政の展開は、国分區における地域防災やコミュニティ形成の動向にどのような影響、帰結をもたらすことになるのだろうか。今後の研究課題の1つとしたい。

飯塚地区の防災対策を考える上で注目したい論点は、中心商店街の空洞化と活性化という地域課題である。もちろん、より直接的な防災対策上の課題もある。既述のように、国分區と比

較して飯塚地区は相対的に高い自主防災力を発揮したといえるが、他面では、職住分離型商店街における夜間防災の脆弱さが露呈し、商店街の常住人口による自主防災体制の整備という課題が浮き彫りになったともいえる。そして実は、この点に関する取り組みが最も被害が大きかった東町商店街ですでに着手されている。東町では、同地に常住する商店街の役職者が中心になって、独居高齢者の所在地や緊急時の救援手順、夜間不在店舗への進入の仕方等をきめ細かに定めた独自の町内防災マップが作成された。しかしながら、東町商店街で現在最も深刻な問題は災害を機にした客足の減少である。もともと同商店街では客足が漸減傾向にあったが、災害以後、そのような傾向に拍車がかかっていることが通行量調査等ではっきり表れている(図5)。「緊急時の防災対策以前に、日常的生活基盤が揺らいでいる」というのが東町商店街の現状なのである。

災害時の対応において山笠の組織が大きな役割を果たしたことはすでに見たとおりだが、商店街の経営状況が厳しくなるにつれ、山笠の運営を続けていくことも厳しくなっている。地元の担い手が減少しつつあることに加え、店の経営が厳しいが故に祭に専念できないといった状況が生みだされつつある。後継者不足も全商店街の共通の悩みである。そして山笠の組織の弛緩が地域の連帯、さらには地域の自主防災力に少なからぬ打撃を与えるであろうことは容易に推測できる。商店街活性化という地域課題は、以上のような意味で、飯塚地区の防災対策を進める上で不可欠の前提となるのである。

もっとも、中心商店街は不可抗力的に衰退に向かっているわけではない。災害前から、商店街活性化に向けた連合会レベルでの取り組みが胎動しつつあったことを既述したが、そのような取り組みは、災害後、より活発化しつつある。具体的には、連合会の販売促進研究会の下にいくつかの下部委員会が結成され、それらの委員会が中心になって、地元住民を対象とした小イベントの定期的実施、商店街の景観美化、商店街のよさを伝える広報活動(ミニコミ紙や

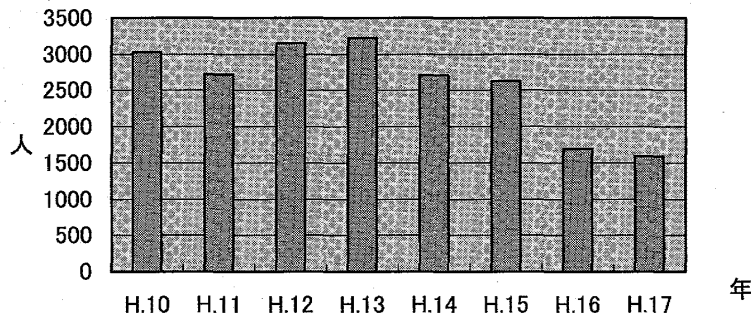


図5 東町商店街歩行者数の推移
飯塚商工会議所「歩行者通行量調査」より

「商店街ツアー」等が企画、実行されている。災害前に比べ、会合が開かれる頻度も格段に増したとのことである。商店街の活動は、個別店舗、個別商店街の売り上げ促進を目的とした活動から、飯塚という地域コミュニティの活性化を意識した活動へと裾野を広げつつあり、そのような形で連合会レベルでの取り組みが活発化しつつある。

もちろん、商店街の活性化は、飯塚地区における防災対策の前提条件ではあっても十分条件ではない。防災力の向上とは無関係な活性化の方策もあり得るであろうし、そう考えると、商

店街活性化と地域防災を短絡させることは危険ですらある。しかし、飯塚地区における防災が地域経済の動向や政策との関係をぬきにして講じることができないこともまた事実である。国分区の場合と同様、ここでも国の政策、特に飯塚の場合には、大店立地法の見直しをはじめとした「まちづくり三法」をめぐる政策動向を見極めることが1つの焦点となろう。いずれにせよ、災害の社会学的研究は、狭義の災害社会学的研究から、災害の都市社会学的研究への飛躍が必要なのである。

注

- 1) なお、今後は両市の被災地を対象に質問紙調査を実施する予定であり、本稿はその質問紙調査における背後仮説を探るという目的も有している。
- 2) 三条区は大宰府市における門前町に位置し、市で最も伝統的な面影を残した地区である。しかし三条区でも昭和50年代から表通りの背後にある山地で宅地開発が進んだ。今回の災害で被害が集中したのはそのような新興の住宅地であり、その点で国分区と共通している。いずれの地区においても、今回の災害は「開発」との関連が問われる事態であった。三条区の被害状況や災害対応については室井(2004)を参照のこと。
- 3) 比較調査の対象地の単位をどのように設定するかは、本調査で悩まされた点である。本稿で比較する飯塚地区は小学校区(本町、東町、吉原町等、16の行政区が含まれる)であり、国分区は1行政区である。両地区の行政的な位置づけは異なっているが、人口規模は大体同じであること、飯塚地区内の行政区を大体同質的なものとして判断して差し支えないと考えたことから(逆にいうと、飯塚地区内の1行政区を国分区との比較対象にするよりも合理性がある)、そのような対象地設定を行った。
- 4) 詳しくは室井(2006)を参照のこと。
- 5) 徳野は、「混住化」を「従来の「ムラ」社会の存在を前提とし、就業構造と構成員の変化をベースとしながら先住者と来住者の相互作用過程を通して、地域社会構造が変容していく社会過程」と定義したのち、混住化社会の自治組織形態を、(1)吸収型、(2)分断型、(3)従属型、(4)連帯型、の4つのタイプに分類している(徳野2002)。この分類に当てはめるなら、国分区は(3)の従属型(数の上では来住層が多数を占めるようになっていても、主体的な地域関与は希薄なため、自治運営のイニシアティブは依然先住層が掌握する

タイプ)に近い。

- 6) 災害後、「水害特約」に加入した店主もいるが、巷では今回の災害は「50年に1回の規模の災害」といわれ
ており、仮にそれが正しいと考えるなら、保険に加入しない方が経済的には合理的という考え方も成り立
つ。ヒアリングに応じてくれた被災店主はそのことを冷笑的に語ってくれた。
- 7) 「対策本部 情報伝達に遅れ」『西日本新聞』2003年7月23日付朝刊
- 8) 飯塚地区における応急期の社会的対応については、横田(2004)を参照のこと。筆者も改めてヒアリングを
行ったがほぼそれを追認する結果となった。
- 9) 災害後には大量の「災害ゴミ」が発生する。飯塚市で発生した「水害ゴミ」は7000トンに達した。被災店主
たちは特に家電等の電気ゴミの処理に手を焼き、市に要請してそれらの無償回収が実現したが、そうなる
と今度は被災していない市民や業者も便乗して廃棄物を不法投棄するといった問題が発生した。大宰府市
でも大量のゴミが発生し、市内の空地に運ばれたが、財政的な理由から1年以上にわたってそのまま放置
されるといった事態に陥った。理論的に捉えるなら、災害廃棄物の処理問題は災害社会学的研究と環境社
会学的研究の接点の一つに位置づけることができる(潮崎 2005)。
- 10) 廣井脩を中心とした東大新聞研の調査研究が代表的である。例えば、廣井(1991)等を参照のこと。

文 献

飯塚市, 1975, 『飯塚市誌』.

福岡県, 1960, 『飯塚市商店街総合診断調査報告ならびに勧告書』.

廣井脩, 1991, 『災害情報論』, 恒星社厚生閣.

室井研二, 2004, 「2003年7月九州豪雨災害の被災状況と地域的対応—大宰府市の事例—」

(特別研究促進費(1) 課題番号15800010 『2003年7月九州豪雨災害に関する調査研究』(代表:橋本晴行)).

——, 2005, 「混住地域の災害」『地域社会学会年報第17集 〈ローカル〉の再審』, 183-204, ハーベスト社.

——, 2006, 「2003年九州水害の社会学的研究(1)—大宰府市における「開発」と「コミュニティ」—」『香川大
学生涯学習教育研究センター研究報告 第11号』(近刊)

潮崎賢明, 2005, 「環境・災害リスクと都市生活」植田和弘・神野直彦・西村幸夫・間宮陽介編『岩波講座 都市
の再生を考える5 都市のアメニティとエコロジー』, 岩波書店.

徳野貞夫, 2002, 「現代農山村の内部構造と混住化社会」鈴木広監修『地域社会学の現在』, ミネルヴァ書房.

横田尚俊, 2004, 「豪雨災害と地域社会—2003年7月九州北部豪雨災害における飯塚市と福岡市の事例から—」
(『2003年7月九州豪雨災害に関する調査研究』)

*本稿は文部科学省科学研究費補助金(若手B、課題番号17730330)の研究成果の一部である。